#### 沼津市基準点管理保全要領

施行 平成19年3月30日課長決裁

改正 平成29年4月1日課長決裁

改正 令和3年3月23日課長決裁

改正 令和4年3月15日課長決裁

(目的)

第1条 この要領は、測量法(昭和24年法律第 188号)の規定に基づき沼津市建設部道路管理課(以下「道路管理課」という。)が管理する基準点の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において、「基準点」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 街区基準点(測量法第10条第1項第1号に規定する永久標識で、国土交通省が都市再生街区基本調査により設置した街区三角点及び街区多角点をいう。)
- (2) 公共基準点 (測量法第10条第1項第1号に規定する永久標識で、沼津市公共 測量作業規定に基づき基準点の一時撤去、滅失、毀損、移設等により設置され たものをいう。)

(管理の主体)

第3条 基準点の管理保全の主管課は、道路管理課とする。

(基準点の使用手続)

- 第4条 基準点を使用しようとする者は、あらかじめ基準点使用承認申請書(第 1号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 複数年にわたる、もしくは、複数個所の基準点を使用するときは、基準点使用に係る前項の「基準点使用承認申請書」を「基準点使用に係る包括承認申請書」に代えることができる。
- 3 市長は、前2項の基準点の使用の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、基準点使用承認書(第2号様式)により承認するものとする。
- 4 基準点を使用する者は、基準点使用承認書を常時携行し、関係人から提示を 求められたときは、これを提示しなければならない。

5 基準点を使用した者は、基準点の使用を終えたときは、速やかに基準点使用 報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(工事施工の届出)

- 第5条 道路の掘削工事等において、基準点の効用に支障をきたすおそれのある 次に掲げる工事等を施工する者(以下「工事施工者」という。) は、あらかじ め基準点付近工事施工届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。
  - (1) 掘削底面端から45度以上の線に基準点の構造物が入る掘削工事等
  - (2) 杭打ち工事又は杭抜き工事で、基準点から杭、車輌、重機等までの距離が 5メートル以下のもの
  - (3) 基準点の金属プレートが外れる、又は外れるおそれがある工事等
  - (4) 前3号に掲げるものほか、基準点の効用に支障を来すおそれがある工事等
- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 位置図
  - (2) 平面図 (工事位置と基準点の位置関係を明示したもの)
  - (3) 写真(基準点の遠景・近景)
- 3 工事施工者は、当該工事等が完成したときは、速やかに基準点付近工事しゅん工報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。
  - (1) 完成写真(基準点の遠景・近景)
  - (2) 基準点の差異が確認できる測量資料(着工前・完成後が対比できる引照点 図又は市長が指示する基準点の保全に必要な点検測量等の成果)
- 4 第1項各号の工事等により、基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は道路管理課との協議後、次条に基づき基準点を撤去するものとする。また、撤去報告後、第7条に基づき基準点を復旧設置しなければならない。

(基準点の撤去)

- 第6条 工事施工者等は、基準点をやむを得ず撤去する必要がある場合は、あらかじめ道路管理課と協議し、基準点撤去承認申請書(第6号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 位置図
  - (2) 平面図 (工事位置と基準点の位置関係を明示したもの)
  - (3) 写真(基準点及びその周辺状況が確認できるもの)
- 3 市長は、基準点の撤去の申請があった場合で、当該基準点を撤去することを 認めたときは、基準点撤去承認書(第7号様式)により承認することができる。

また、機能の回復の必要があると判断されたときは、次条に基づき基準点の復 旧設置を行わなければならない。

4 前項の承認後、基準点の撤去が完了したときは、速やかに基準点撤去報告書 (第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(基準点の復旧設置)

- 第7条 工事施行者等が、基準点の効用に支障をきたした場合は、基準点復旧承認申請書(第9号様式)を市長に提出し、基準点の復旧設置承認を受けなければならない。
- 2 市長は前項の基準点復旧承認申請書の提出があった場合は、当該申請に係る 書類を審査し、適当と認めたときは、基準点復旧承認書(第10号様式)の承認 するものとする。
- 3 前項の復旧設置工事が完成したときは、速やかに基準点復旧設置工事しゅん 工報告書(第11号様式)に次項に定める図書を添付し、市長に提出しなければ ならない。
- 4 前項の報告書に添付する図書は、以下の提出図書を紙媒体及び指定の電子データ形式で提出しなければならない。
  - (1) 基準点計算書 (PDF 形式)
  - (2) 基準点成果表 (PDF 形式)
  - (3) 点の記 (PDF 形式)
  - (4) 基準点 SIMA データ (SIMA 形式)
- 5 設置工事を行った者は、次の各号に掲げる場合、直ちに市長が指示する箇所 を補修して市長に提出しなければならない。
  - (1) 第3項の報告書又は前項の提出図書に不備がある場合
  - (2) 沼津市公共測量規程に準じた測量の精度が確保されていない場合
  - (3) 測量法第48条に規定する測量士による測量が行われていない場合
  - (4) その他基準点の機能が回復していないと認められる場合
- 6 測量成果の修正に必要な手続きは、測量法第36条、第37条第3項、第40条そ の他関係法令に基づき、道路管理課で行う。

(費用の負担)

第8条 設置工事に要する費用 (既設の基準点の取壊しに要する費用を含む。)、 金属プレートの取付けに要する費用及び設置工事に伴う測量に要する費用は、 原因者が負担するものとする。

(測量方法)

- 第9条 設置工事に係る測量は、沼津市公共測量作業規程に準じたものでなけれ ばならない。測量方法は、原則結合多角方式とする。
- 2 設置工事を行う者は、測量法第48条に規定する測量士を選定しなければならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、基準点の取扱い及び管理保全に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

### 基準点使用承認申請書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

申請者 住所(所在地) 氏名

沼津市基準点管理保全要領第4条第1項の規定により沼津市基準点の使用 について、下記のとおり申請します。

使	用目的							
使	用期間	年	月	日から	年	月	日まで(	日間)
測	量 地 域							
使用	する基準点							
測	量方法							
測	名 称							
量 計	代表者氏名							
画 機 関	所在地	電話番号						
測	名 称							
量 作	担当者氏名							
業 機 関	所 在 地	電話番号						
備	考							

#### 基準点使用承認書

様

年 月 日に申請のありました沼津市基準点の使用について、下 記のとおり承認します。

使	用目的					
使	用期間	年月	目から	年 月	日まで(	日間)
測	量 地 域					
使月	目する基準点					
測量方法						
 測 量	名 称					
作	担当者					
業 機 関	所 在 地	電話番号				

#### 【 承認条件 】

- 1. 別紙基準点使用条件を遵守すること。
- 2. 使用終了後は、報告書を提出すること。

 承認番号
 号

 年
 月
 日

沼津市長 印

#### 基準点使用条件

- 1 基準点の使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則と する。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に本承認書を常時携行すること。
- 4 使用にあたっては基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を 汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形 復旧すること。
- 6 作業者は、金属プレート及びその周辺の現況に異常がある場合や測量付近 で工事の予定がある場合は速やかに道路管理課に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書を道路管理 課に提出すること。

# 基準点使用報告書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

報告者 住 所 (所在地)名 称担当者

沼津市基準点の使用結果を下記のとおり報告します。

使	用目	的							
使	用期	間	年	月	目から	年	月	日まで(	日間)
測	量 地	域							
使用	月した基準	点名							
使用承認番号			承認番	号	号				
測量	名	称							
作	担当	省 者							
業機関	所在	E 地	電話番	号					
報	告 事	項	1 測 【 有 2 基	量地点 ・ : 準点の	を付ける。 における基 無 】 精度につい 不正確 】		有無		

## 基準点付近工事施工届出書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

届出者 住所 (所在地) 氏名

沼津市基準点管理保全要領第5条第1項の規定により下記のとおり届け出します。

工	事件	:名								
工	事場	,所	滔	津市		番	地乡	ŧ		
工事期間				年	月	日から	年	月	日まで(	日間)
工事概要										
基準点番号										
工	名	乖	ŗ.							
事 請	担	当者	ć.							
負 者	所 7	在 均		話番号						
添	付 図	面面	1 2 3	平面図		位置と基準点 の遠景・近景		関係を	明示したもの	の)

## 基準点付近工事しゅん工報告書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

報告者 住 所 (所在地) 名 称 担当者

年月日に届け出た、基準点付近での工事がしゅん工しましたので、 沼津市基準点管理保全要領第5条第3項の規定により報告します。

エ	事	件。	名									
エ	事	場「	折	沼泽	丰市		番	地	先			
エ	事	期「	間		年	月	日から	年	月	日まで(	日間)	
基	準点	番	号									
				(1)	測量標	のき損	状態:					
基	準点(	の状績	兄	(2)	(2) 構造物のき損状態:							
				(3)	(3) その他:							
工	名		称									
事請	担	当	者									
負者	所	在	地	電話	舌番号							
添付図面			1 2			準点の遠景が確認でき		料				

## 基準点撤去承認申請書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

申請者 住所(所在地) 氏名

工事により支障となる街区基準点の撤去について、沼津市基準点管理保全要 領第6条第1項の規定により、下記のとおり承認申請します。

搶	女 去 理 由			
I	事件名			
I	上事 場 所	沼津市	番	地先
松	ナナス甘淮占	街区基準点		
撤去する基準点		公共基準点		
工	名称			
事 請	担当者			
負 者	所 在 地	電話番号		
犲	於付図面	の)		の位置関係を明示したも 状況が確認できるもの)
備	考 考	※ 現況状況	兄等を記載する	

## 基準点撤去承認書

承認番号号年月日

様

沼津市長 印

年 月 日に申請のありました基準点の撤去について、下記のとおり 承認します。

	< 承認事項 >							
撤去する基準点								
撤去期限	年 月 日までに撤去すること							
承 認 条 件	協議内容に変更が生じた場合は、速やかに道路管理課に連絡してください。							
担当連絡先	沼津市 建設部 道路管理課 管理係 電話番号 055 (934) 4784 (直通)							

## 基準点撤去報告書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

報告者 住 所 (所在地) 名 称 担当者

年月日承認番号 号で承認を受けた基準点の撤去について、基準点の 撤去が完了しましたので、下記のとおり報告します。

工事件名			名						
工事場所			折	沼津市			番	地先	
掮	放去 完	至了	日	年	月	日			
撤去した基準点			占	街区基準点					
				公共基準点					
工	名		称						
事請	担	当	者						
負 者	所	在	地	電話番号					
添付図書			書	1 完了写真	(工事前	方、完了	~後)		

### 基準点復旧承認申請書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

申請者 住所(所在地) 氏名

工事等により基準点の効用に支障をきたした基準点の復旧について、沼津市基準点管理保全要領第7条第1項の規定により承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

復	旧理由							
復	旧内容							
復	旧場所	沼津市			番	地先		
復旧	する基準点							
復	旧期間	年	月	日から	年	月	日まで(	日間)
復旧	名 称							
工	代表者氏名							
事請負者	所 在 地	電話番号						
備	考							

#### (第10号様式)

#### 基準点復旧承認書

様

年月日に申請のありました基準点の復旧について、下記のとおり承認します。

		<	承認	事項	>	
復旧内容						
復旧場所	沼津市			番		地先
復旧する基準点						
復旧完了期限		年	月	日と、	する	

#### 承認条件

- 1 基準点設置は、沼津市基準点管理保全要領に定めた構造とします。
- 2 基準点設置工事完了後は、速やかに基準点復旧設置工事しゅん工報告書 (第11号様式)を提出してください。
- 3 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て道 路管理課と協議してください。

承認番号 号 年 月 日

沼津市長 印

# 基準点復旧設置工事しゅん工報告書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

報告者 住 所 (所在地) 名 称 担当者

沼津市基準点管理保全要領第7条第3項の規定により、基準点復旧設置工事が しゅん工しましたので、下記のとおり報告します。

	工事件名	
	L 事 場 所	沼津市 番 地先
	[事しゅん工日	年 月 日
基	表 準 点	
エ	名称	
事請	担当者	
負 者	所 在 地	電話番号
ħ	系付図書	<ol> <li>基準点計算書</li> <li>基準点成果表</li> <li>点の記</li> <li>基準点SIMAデータ</li> </ol>

- ※1 添付図書については、電子データにて別途提出してください。
- $\frac{1}{2}$  % 1 の提出は、電子メールまたは $\frac{1}{2}$  CD  $\frac{1}{2}$  R等(道路管理課へ納品)の 媒体で提出してください。